㈣　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

㈤　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

㈥　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈦　上記㈠から㈥について確認できる書類を添付すること。その添付がされない場合は、競争に参加できないことがある。

８）申請書及び技術資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

９）上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

10）競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

11）建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

12）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　入札参加者の指名（一次審査）に関する事項

⑴　入札参加者を指名する基準　２⑴１）から12）までの要件を全て満たす申請書、技術資料及び技術提案書①を提出した者のうち、３⑵１）、２）及び３）による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位10位までに含まれる者を指名し、併せて技術提案書②及び入札書の提出を求める。

ただし、２⑴１）から12）までの要件を満たす者の数が10に満たない場合は、要件を満たす者全てを指名するものとする。

評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

⑵　指名の評価に関する基準　本工事の指名に関する評価項目は、次のとおりとする。

１）技術提案書①の評価

１．掘削・支保工の安全かつ着実な施工に関する技術提案（技術提案書①）上記、技術提案書①について評価する。

２）技術者評価

１．配置予定技術者の能力（施工経験）上記､配置予定技術者の能力(施工経験)(３件まで）について評価する。

３）企業評価

１．基本企業評価

上記、企業の施工実績（１件）について評価する。

４　総合評価に関する事項

⑴　総合評価を行う者の基準（二次審査）　入札参加者より提出された入札書を開札した結果、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に限り、技術提案書②の審査及び総合評価を行う。

なお、予定価格の範囲内で入札を行った者であっても、提出した技術提案書②の内容が適正でない場合は、入札を無効とする。

⑵　総合評価の方法　予定価格の範囲内で入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝(標準点＋加算点＋施工体制評価点)÷入札価格（単位：億円）

１）標準点　入札価格の範囲内において、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる技術提案を提出した者に、100点の標準点を与える。

２）加算点　技術提案書①及び②に対する加算点については、各技術提案を総合的にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇで評価し、それぞれＡを30点、Ｂを25点、Ｃを20点、Ｄを15点、Ｅを10点、Ｆを５点、Ｇを０点として加算点を与える。

３）施工体制評価点

施工体制に対する施工体制評価点については、４⑶２）１．及び２．について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を５点、可を０点、とし施工体制評価点を与える。

各評価項目の評価基準、評価点等詳細については、入札説明書による。

⑶　総合評価の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、３⑵１）における技術提案書①の評価に加え、次のとおりとする。

１）技術提案書②の評価

１．覆工コンクリートの品質向上に関する技術提案（技術提案書②）

上記､技術提案書②について評価する。

２）施工体制評価

１．品質確保の実効性

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

２．施工体制確保の確実性

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

５　落札者の決定方法

⑴　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、４⑵により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　評価値、基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点第４位(５位切り捨て)とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格(単位：億円)

⑶　評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は予決令第86条の調査を行うものとする。

６　技術提案に基づく施工

実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

７　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　瀬川　晋士　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　平成25年10月30日から平成26年１月21日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法　一次審査に係る申請書及び資料は、平成25年10月31日から平成25年11月25日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成25年10月31日から平成25年11月25日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記７⑴に直接持参すること。

⑷　一次審査に係る指名、非指名及び技術提案①の採否の通知並びに技術提案書②、入札書の要請　２⑴に掲げる競争参加申請者に要求される資格等要件及び３⑴に掲げる指名するための基準に係る確認は、当該申請書、資料及び技術提案書①の提出期限の日をもって行うものとする。

一次審査にて指名した旨及び技術提案書①の採否の通知並びに技術提案書②、入札書の提出の要請を平成25年12月17日までに通知する。

また、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及びその理由（以下「非指名通知」という。）を平成25年12月17日までに通知する。

技術提案書②の提出を要請された者は、通知の翌日から平成26年１月21日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記７⑴に技術提案書②を持参又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着。）すること。なお、電送による提出は受け付けない。また、入札書については⑹により提出すること。